9.15 エネルギー

9.15.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.15-1に示すとおりである。

表 9.15-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①エネルギー使用原単位等の把握②対策の実施状況③地域内のエネルギー資源の状況④東京都等の計画等の状況⑤エネルギー消費に関する法令等の基準等	事業の実施に伴いエネルギーの使用量及びその削減の影響が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

1) エネルギー使用原単位等の把握

調査は、「建築物エネルギー消費量調査報告[第37報]」(平成27年4月 (一社)日本ビルエネルギー総合管理技術協会)の既存資料等の整理によった。

2) 対策の実施状況

調査は、関連施設へのヒヤリングによった。

- 3) 地域内のエネルギー資源の状況 調査は、東京都の既存資料の整理によった。
- 4) 東京都等の計画等の状況

調査は、「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」(平成24年5月 東京都)、「東京都の省エネルギー目標」(平成26年3月 東京都)の計画等の整理によった。

5) エネルギー消費に関する法令等の基準等

調査は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)の整理によった。

(4) 調査結果

1) エネルギー使用原単位等の把握

類似施設におけるエネルギー使用量の状況について整理した。

なお、類似施設ではエネルギー使用量のデータがなかったため、電気及び燃料の使用量に、 太陽光発電による発電量分が電気事業者から供給されたと仮定した場合の電気使用量を加え、 太陽光発電設備が設置されていない場合のエネルギー使用量の把握を行った。

類似施設における施設の概要、燃料等使用量及びエネルギー使用量は、表9.15-2及び表9.15-3に示すとおりである。

項目	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	5カ年平均
電気	kWh/年	111, 421	98, 752	101, 317	101, 080	100, 072	102, 528
都市ガス	m³/年	4, 654	4, 655	6, 288	6, 491	4, 983	5, 414
灯油	L/年	236	412	692	387	250	395
太陽光発電 (発電量)	kWh/年	_	_	_	_	_	約 22,000

表 9.15-2 類似施設における燃料使用量等

²⁾ 各年度の使用量及び太陽光発電の概ねの年間発電量は、類似施設へのヒヤリングに基づく

X C. TO C. ANNIENCE CO.T. C. T. C. T				
項目	単位	使用量		
エネルギー使用量	GJ/年	1, 499		
電気	GJ/年	1,022		
都市ガス	GJ/年	243		
灯油	GJ/年	15		
太陽光発電	GJ/年	219		
主な管理施設の延床面積	m^2	3, 084. 76		
延床面積当たりエネルギー使用量	MJ/m²・年	486		

表 9.15-3 類似施設におけるエネルギー使用量

- 注1) 各燃料等の使用量は、5カ年平均値(平成22~26年度)を使用した。
 - 2) 電気及び太陽光発電の熱量としての換算値は、「エネルギーの使用の合理化等に 関する法律施行規則」による一般電気事業者から供給された昼間の電気の値 (9,970kJ/kWh) を使用した。
 - 3) 都市ガス及び灯油の単位発熱量(都市ガス: 44.8 GJ/千Nm³、灯油: 36.7 GJ/kl) は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.0」(平成27年5月 環境省・経済産業省)による値を使用した。
 - 4) 太陽光発電は、太陽光発電による発電量分が電気事業者から供給されたと仮定した場合の使用量を示す。

注1) 類似施設は、艇庫棟のある施設を選定した。

また、「建築物エネルギー消費量調査報告[第37報]」(平成27年4月 (一社)日本ビルエネルギー総合管理技術協会)による建物用途別のエネルギー消費量原単位は、表9.15-4に示すとおりであり、集会場では1,138MJ/m²・年となっている。

表 9.15-4 用途別エネルギー消費量原単位

建物用途	原単位 (MJ/m ² ・年)
事務所	1, 451
店舗・飲食店	2, 025
ホテル	2, 570
集会場	1, 138
文化施設	1, 196
スポーツ施設	3, 786
福祉施設	1, 249
分類外施設	1,725

- 注 1) 調査期間(平成25年4月~平成26年3月)
 - 2) 表中の数値は、電力換算係数 9.76MJ/kWh の時の平均値を示す。

出典:「建築物エネルギー消費量調査報告[第 36 報]」(平成 27 年 4 月 (一社)日本ビルエネルギー総合管理技術協会)

2) 対策の実施状況

対策の実施状況は、「9.14 温室効果ガス 9.14.1 現況調査 (4) 調査結果 2) 対策の実施 状況」(p.356 参照) に示したとおりである。

3) 地域内のエネルギー資源の状況

地域内のエネルギー資源の状況は、「9.14 温室効果ガス 9.14.1 現況調査 (4) 調査結果

3) 地域内のエネルギー資源の状況」(p.356参照)に示したとおりである。

4) 東京都等の計画等の状況

エネルギーに関する東京都の計画等については、表 9.15-5(1)及び(2)に示すとおりである。

表 9.15-5(1) エネルギーに関する計画等

関係計画等	目標・施策等
エネルギー基本計画	○エネルギー政策の基本的視点 (3E+S)
(平成 26 年 4 月 11 日 閣議決定)	○エネルギー政策の基本的視点 (3 E+8) 安全性 (Safety) を前提とした上で、エネルギーの安定供給 (Energy Security) を第一とし、経済効率性の向上 (Economic Efficiency) による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合 (Environment) を図るため、最大限の取組を行う。 ○エネルギーの需給に関する長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策 1. 安定的な資源確保のための総合的な政策の推進 2. 徹底した省エネルギー社会の実現と、スマートで柔軟な消費活動の実現 3. 再生可能エネルギーの導入加速 4. 原子力政策の再構築 5. 化石燃料の効率的・安定的な利用のための環境の整備 6. 市場の垣根を外していく供給構造改革等の推進 7. 国内エネルギー供給網の強靱化 8. 安定供給と地球温暖化対策に貢献する水素等の新たな二次エネルギー構造への変革 9. 市場の統合を通じた総合エネルギー企業等の創出と、エネルギーを軸とした成長戦略の実現 10. 総合的なエネルギー国際協力の展開 ○戦略的な技術開発の推進
	○国民各層とのコミュニケーションとエネルギーに関する理解の深化 1. エネルギーに関する国民各層の理解の増進
	2. 双方向的なコミュニケーションの充実
東京都長期ビジョン (平成 26 年 12 月 東京都)	○目指すべき将来像 「世界一の都市・東京」の実現 ○基本目標 I 「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」 都市戦略 1 成熟都市・東京の強みを生かした大会の成功 都市戦略 2 高度に発達した利用者本位の都市インフラを備えた都市の実現 都市戦略 3 日本人のこころと東京の魅力の発信 ○基本目標 II 「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」 都市戦略 4 安全・安心な都市の実現 都市戦略 5 福祉先進都市の実現 都市戦略 6 世界をリードするグローバル都市の実現 都市戦略 7 豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現 (政策指針 20) 1:省エネルギーやエネルギーマネジメントの推進 都内のエネルギーやオンルギーマネジメントの推進 都内のエネルギーの導入促進 2024年までに消費電力に占める再生可能エネルギーの利用割合を 20%程度まで高める。
東京都の 省エネルギー目標 (平成 26 年 3 月 東京都)	都市戦略 8 多摩・島しょの振興 ・東京都の「2020 年までに東京の温室効果ガス排出量を 2000 年比で 25%削減する」という目標を掲げ、様々な先駆的対策に取り組んできているが、エネルギー消費量が減少する一方で、都内に供給される電気の CO2排出係数の悪化により CO2排出量が増加している現状にある。 ・このため、事業者や都民等の省エネ・節電の成果が明確となるよう、温室効果ガス 25%削減目標における需要側が取り組むべき目標を設定するという観点から、「2020 年までに東京のエネルギー消費量を 2000 年比で 20%削減する」という目標を掲げる。 <主な対策> ・大規模事業所対策: キャップ&トレード制度による、着実な CO2削減 (省エネ) の推進。・中小規模事業所対策: 地球温暖化対策報告書制度での自己評価指標 (ベンチマーク) の活用や、無料省エネ診断の推進等による、省エネの取組強化 など・新築建築物対策: 建築物環境計画書制度を活用した新築建築物の省エネ性能の向上 など・家庭対策等: 家庭等への創エネ・エネルギーマネジメント機器の普及促進 など

表 9.15-5(2) エネルギーに関する計画等

関係計画等	目標・施策等
東京都省エネ・エネ	・従来の省エネルギー・再生可能エネルギー導入拡大にくわえて 2011 年夏の電力需給ひっぱ
ルギーマネジメント	くへの対応経験をいかし、2012 年夏以降に取り組むべき「賢い節電」の方針を定め、将来
推進方針	のスマートエネルギー都市の実現を目指す取組を検討する。
(平成 24 年 5 月	<「賢い節電」の実施>
東京都)	・「賢い節電」の基本原則(3原則)
	1. 無駄を排除し、無理なく「長続きできる省エネ対策」を推進
	2. ピークを見定め、必要なときにしっかり節電(ピークカット)
	3. 経済活動や都市のにぎわい・快適性を損なう取組は、原則的に実施しない
	・事業所向け「賢い節電」7か条
	1.500 ルクス以下を徹底し、無駄を排除、照明照度の見直しを定着化
	2. 「実際の室温 28℃」を目安に、上回らないよう上手に節電
	3. OA 機器の省エネモード設定を徹底
	4. 電力の「見える化」で、効果を共有しながら、みんなで実践
	5. 執務室等の環境に影響を与えず、機器の効率アップで省エネを
	6. エレベータの停止など効果が小さく負担が大きい取組は、原則的に実施しない
	7. 電力需給ひっ迫が予告された時に追加実施する取組を事前に計画化
	<スマートエネルギー都市実現を目指した主な取組>
	・事業所における取組の促進
	・キャップ&トレード制度における需要家による低炭素電力・熱の選択を評価する仕組みの
	導入
	・地球温暖化対策報告書制度の着実な運用~中小規模事業者が自らの CO ₂ 排出水準を評価で
	きるベンチマークの導入
	・低 CO ₂ 排出型の既存の中小規模建築物が不動産取引市場で評価されるための取組の推進

5) エネルギー消費に関する法令等の基準等

エネルギーに関する法令等については、表 9.15-6(1)及び(2)に示すとおりである。

表 9.15-6(1) エネルギーに関する法令等

注	衣 9. 15-0(1) エイルヤーに関する広事等 事政策
法令・条例等	責務等
エネルギーの使用の	(目的) ケースの決争は、中側に対けて一ついど、よはなスタブが出てくれていた機関を活
合理化に関する法律 (省エネ法)	第一条 この法律は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源 の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネル
(昭和54年	ギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置その他エ
法律第 49 号)	ネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もつて
	国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
	(エネルギー使用者の努力)
	第四条 エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用
	の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずるよう努めなければな らない。
	りない。 (事業者の判断の基準となるべき事項)
	(事業者の判断の基準となるべき事項) 第五条 経済産業大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を
	第五末 経済産業人民は、工場等におりるエネルギーの使用の合理化の過期が5月刻な実施を 図るため、次に掲げる事項並びにエネルギーの使用の合理化の目標及び当該目標を達成する
	図るため、次に掲げる事項並びにエネルキーの使用の言葉化の音標及び言談音標を達成する ために計画的に取り組むべき措置に関し、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う
	者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。
	使用の方法の改善、第78条第1項に規定するエネルギー消費性能等が優れている機械器具
	の選択その他エネルギーの使用の合理化に関する事項
	二 工場等(前号に該当するものを除く。)におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項で
	あって次に掲げるもの
	イの燃料の燃焼の合理化
	ロ 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
	ハ 廃熱の回収利用
	ニ 熱の動力等への変換の合理化
	ホ 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止
	へ 電気の動力、熱等への変換の合理化
	2 経済産業大臣は、工場等において電気を使用して事業を行う者による電気の需要の平準化
	に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項その他当該者が取り組むべ
	き措置に関する指針を定め、これを公表するものとする。
	一 電気需要平準化時間帯(電気の需給の状況に照らし電気の需要の平準化を推進する必要
	があると認められる時間帯として経済産業大臣が指定する時間帯をいう。以下同じ。)にお
	ける電気の使用から燃料又は熱の使用への転換
	二 電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械
	器具を使用する時間の変更
	3 第1項に規定する判断の基準となるべき事項及び前項に規定する指針は、エネルギー需
	給の長期見通し、電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境、エネルギーの使用の合理
	化に関する技術水準、業種別のエネルギーの使用の合理化の状況その他の事情を勘案して定
	めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。
	(中長期的な計画の作成)
	第十四条 特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工
	場等について第5条第1項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネル
	ギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に
	提出しなければならない。
	2 主務大臣は、特定事業者による前項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定め
	ることができる。
	3 主務大臣は、前項の指針を定めた場合には、これを公表するものとする。
	(定期の報告)
	第十五条 特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置しているエ
	場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率
	及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエ
	ネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状
	況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

表 9.15-6(2) エネルギーに関する法令等

法令・条例等	責務等
エネルギーの使用の合	(建築物の建築をしようとする者等の努力)
理化に関する法律(省	第七十二条 次に掲げる者は、基本方針の定めるところに留意して、建築物の外壁、窓等を通
エネ法)	しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備(以
(昭和 54 年	下「空気調和設備等」という。)に係るエネルギーの効率的利用のための措置を適確に実施す
法律第 49 号)	ることにより、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めるとともに、建築
<続き>	物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の平準化に資する電気の利用のための
	措置を適確に実施することにより、電気の需要の平準化に資するよう努めなければならない。
	一 建築物の建築をしようとする者
	二 建築物の所有者(所有者と管理者が異なる場合にあっては、管理者。以下同じ。)
	三 建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床(これらに設ける窓その他の開口部を含む。以下
	同じ。)の修繕又は模様替をしようとする者
	四 建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとす
	る者
	(建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準となるべき事項)
	第七十三条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の適
	切かつ有効な実施を図るため、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に
	設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関し建築主等(前条第1
	号、第3号及び第4号に掲げる者をいう。以下同じ。)及び建築物に係るエネルギーの使用の
	合理化を図る必要がある規模の建築物として政令で定める規模以上のもの(以下「特定建築
	物」という。)の所有者の判断の基準となるべき事項(住宅の建築を業として行う建築主(以
	下「住宅事業建築主」という。)が住宅であって政令で定めるもの(以下「特定住宅」という。)
	を新築する場合に係るものを除く。)を定め、これを公表するものとする。
	2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー需給の長期見通し、エネルギーの
	使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変
	動に応じて必要な改定をするものとする。
	(第一種特定建築物に係る届出、指示等)
	第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者(以下「第一種特定建築主等」
	という。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該各号に係る建築物の設計及び施工に
	係る事項のうちそれぞれ当該各号に定める措置に関するものを所管行政庁に届け出なければ
	ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
	一 特定建築物のうち建築物に係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模な
	ものとして政令で定める規模以上のもの(以下「第一種特定建築物」という。)の新築(住宅
	事業建築主が第一種特定建築物である特定住宅を新築する場合を除く。)若しくは政令で定め
	る規模以上の改築又は建築物の政令で定める規模以上の増築 当該建築物の外壁、窓等を通
	しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利
	用のための措置
	二 第一種特定建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床について行う政令で定める規模以上
	の修繕又は模様替 当該第一種特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための
	措置
	三 第一種特定建築物への空気調和設備等の設置又は第一種特定建築物に設けた空気調和設備
	等についての政令で定める改修 当該空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のため
	の措置

9.15.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、エネルギーの使用量及びその削減の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設、改修又は撤去の工事、会場運営、競技の実施等でエネルギーの使用及び削減が生じると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中及び大会開催後においてそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催後とした。

なお、ポンプの稼働によるエネルギーの使用については、大会開催中のポンプ稼働が最も多く、 大会開催後の稼働計画が未定であることから、別途実施予定の大会開催中の予測において整理を 行う。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地とした。

(4) 予測手法

予測手法は、事業計画を参照し、延床面積にエネルギー使用量原単位を乗じて算出する方法に よった。

計画建築物における延床面積は、表 9.15-7に示すとおりである。

項目	単位	延床面積
グランドスタンド棟	m^2	5, 613. 12
艇庫棟	m^2	5, 977. 09
フィニッシュタワー	m^2	745. 79
アライナー小屋	m^2	10. 73
計時小屋(海上3棟)	m^2	32. 19
計時小屋(陸上3棟)	m^2	31. 20
水門操作室(2棟)	m^2	261. 24
合 計	m^2	12, 671. 36

表 9.15-7 計画建築物の延床面積

なお、類似施設には太陽光発電設備が設置されている。そのため、電気及び燃料の使用量に、 太陽光発電による発電量分が電気事業者から供給されたと仮定した場合の電気使用量を加え、 太陽光発電設備が設置されていない場合のエネルギー使用量を試算し、そのエネルギー使用量 から算出したエネルギー使用量原単位を予測に使用した。

(5) 予測結果

施設の持続的稼働に伴うエネルギー使用量は、表 9.15-8 に示すとおり、約 6,200GJ/年と予測 する。

表 9.15-8 施設等の持続的稼働に伴うエネルギー使用量

項目	単位	合 計
延床面積	m^2	12, 671. 36
エネルギー使用量原単位	MJ/m²・年	486
予測結果	GJ/年	6, 156

注1)エネルギー使用量原単位は、類似施設の値を使用した。

²⁾ 四捨五入の関係で、表記上の計算値が合わない場合がある。

9. 15. 3 ミティゲーション

- (1) 予測に反映しなかった措置
 - ・高効率機器の採用による省エネ対策を図る。
 - ・照明器具は、諸室の用途と適正を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行い、省エネルギー・ 高効率タイプ (LED 形、又は高周波点灯形照明器具) を採用する。
 - ・事務室等から一括管理できるように、館内照明の監視制御を集中リモコンで操作する。
 - ・点滅区分を適正にして、こまめな消灯ができるようにする。
 - ・トイレ等に関しては人感センサー等を有効に利用することにより消費電力の低減に努める。
 - ・南面・西面の外装デザインについては、真夏の日射遮蔽に配慮し、大庇・水平(遮光)ルーバー等により快適性を確保する。また、冬季は水平ルーバーにより、内部へ緩やかな自然光を取り込む役割を持つ。
 - ・北側の外装デザインについては、安定的な自然光を取り入れる開口に配慮する。
 - ・艇庫棟においては、屋上緑化を行う。

9.15.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、既存資料調査におけるエネルギー使用量原単位とした。

(2) 評価の結果

計画施設における持続的稼働に伴う床面積当たりのエネルギー使用量は、 $486 \text{MJ/m}^2 \cdot$ 年と考えられる。参考として、既存資料調査において確認された床面積当たりのエネルギー使用量(集会場: $1,138 \text{MJ/m}^2 \cdot$ 年)と比較すると、約43 %の使用量である。

計画施設では、高効率機器の導入や大庇・水平(遮光)ルーバー等による日射遮蔽や自然光の 利用を考慮したデザイン、屋上緑化等により、効率的利用を行う計画である。

以上のことから、設備の持続的稼働に伴い生じる環境への負荷の削減が図られており、評価の 指標は満足するものと考える。